

第2節 災害保健医療対策

【基本計画】

- 災害時、健康危機管理時における初期救急医療体制を整備するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察、消防など関係諸団体と連携を図ります。
- 保健所及び市町は、大規模災害時における被災住民の健康管理体制の整備を図ります。

【現状と課題】

現 状

1 医療機関の災害対策

- 医療圏内の大半の病院においては防災マニュアルを作成し、職員への周知を図っています。
- 圏域内には24病院がありますが、昭和56年6月1日に建築基準法が改正（新耐震基準）され、改正後に新築された病院は、16病院となっています。（表3-2-1）

2 医療活動体制

- 災害時、健康危機管理時における初期救急医療体制を整備するため、市町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会と協定を結び、災害時の適切な対応を図っています。（図3-2-①）
- 災害拠点病院として春日井小牧地区では小牧市民病院が地域中核災害医療センターに、春日井市民病院が地域災害医療センターに指定されています。また、尾張北部地区では、厚生連江南厚生病院が地域災害医療センターに指定され、災害時に多発する重篤対応患者の救命医療や被災地域への医療支援等を行います。
- 東海・東南海地震など大規模災害の急性期（発災後48時間以内）に、消防機関による救出活動と連携して医療活動を行う災害派遣医療チーム（DMAT 1チーム5名 医師、看護師、事務等）が小牧市民病院に編成されています。
- 県営名古屋空港をもつ当医療圏では、平成元年度に空港周辺6医師会（小牧市、春日井市、岩倉市、西名古屋、名古屋北区、守山区の各医師会）及びその地区の中心的な病院で医療救護システム体制を整備し、万一の事故に備え医療救護体制の確保が図られています。
- 航空機事故等の発生時に的確な医療救援活動が行えるよう県営名古屋空港では毎年、医療機関や消防等の関係機関が参加して防災訓練を実施しています。
- 県は、大災害時に備え、災害時の保健師の活動を示した「災害時保健活動マニュアル」を策定しています。

課 題

- 今後も、医療圏内の医療機関に対し、医療機器の固定、薬品棚転倒防止等必要な措置を講じるよう指導するとともに給水タンクや非常用電源の耐震化を促進する必要があります。
- トリアージ対応等、医療従事者の災害教育を充実させることが必要です。
- 後方医療支援病院への重症患者の受入れ及び広域的後方医療活動の要請が円滑にできる体制を整備する必要があります。
- 平成6年度に発生した中華航空機墜落事故の教訓を生かしながら、医療救護システムを十分機能させるための検討と訓練を継続して行うことが必要です。

3 搬送方法

- 緊急時航空搬送に使用するヘリコプターの離着陸場所として、各市町においてヘリポートを指定しています。(表3-2-2)

4 災害発生時対策

(1) 災害発生直後(発災から概ね3日間)

保健所・市町村・消防署・医療機関等と連携して初動活動を行うこととしています。

(2) 災害発生後(概ね4日目以降)

- 保健所と市町は連携、協力して避難所及び在宅生活者等の情報収集活動を行うとともに、災害時要援護者及び被災住民への健康相談、歯科保健相談、精神保健相談、栄養指導等の保健活動が推進できるような人的・物的資源の確保と調整・必要な災害情報の提供をすることとしています。
- 愛知県広域災害・救急医療システム等を活用し、管内の医療情報の収集に努め被害を受けた病院に代わり保健所が入退院状況を代行入力するとともに、市町と情報を共有することとしています。
- 地域の薬剤師会の協力を得て、救護所や避難所における被災者等に対する服薬指導を行うとともに薬の相談窓口を開設することになっています。
- 被災地において感染症がまん延しないように、感染症発生状況やその兆候等の把握及び防疫活動状況等の把握を行うこととしています。
- 救援物資集積所等の把握及び避難所等で食中毒発生防止に必要な食品衛生対策を実施することとしています。
また、食品関係営業施設に対し、復旧活動について指導することとしています。

- 災害時における被災者の生活支援活動の主体となる市町と協力し、健康管理や生活衛生の確保のために、保健所が積極的に関わるといった重層的な支援体制が必要です。
- 災害時要援護者に係る情報の把握、共有及び安否確認等の円滑な実施には、関係機関が連携して、要援護者情報を共有する必要があります。

【今後の方策】

- 発災時、健康危機発生時に救護活動、保健活動、防疫活動等を迅速かつ効果的に行うために平常時から市町をはじめとする関係機関との連携体制を強化します。

表3-2-1 医療圏内病院の建築年次の状況（平成22年10月1日現在）

建築年次	～S 56年	S 57年以降	医療圏計
病院数	8	16	24

資料：保健所調べ

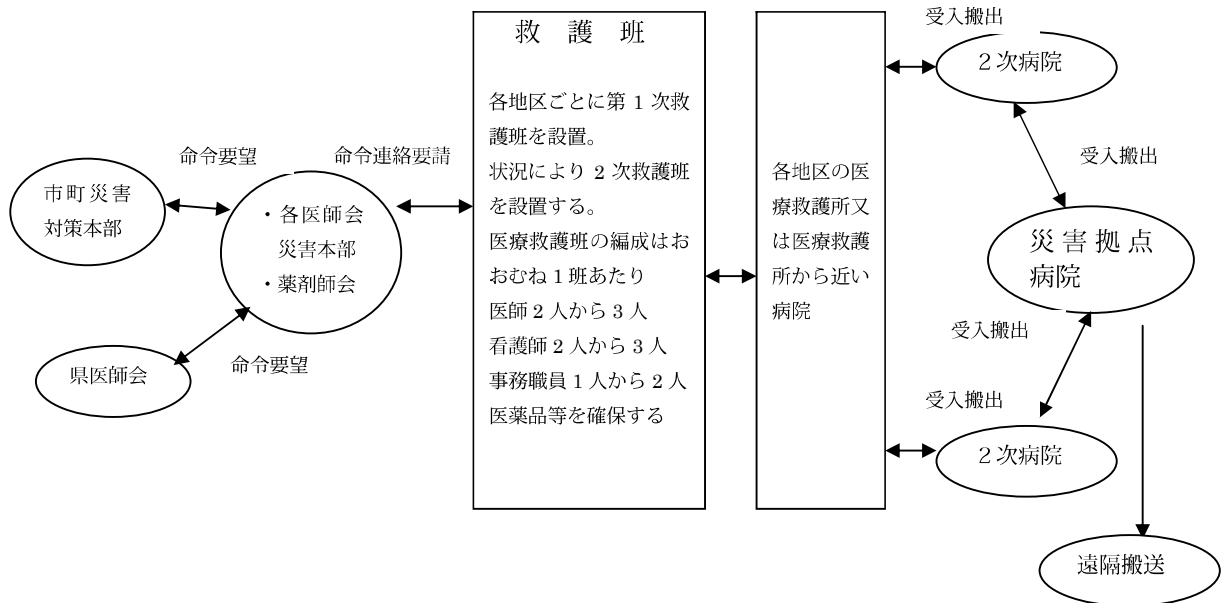
参考：昭和56年6月1日建築基準法の改正（現行の新耐震基準となる。）

表3-2-2 愛知県防災ヘリコプターの飛行場以外の離着陸場及び緊急時ヘリポート可能箇所数
（平成22年6月1日現在）

区 分	春日井市	小牧市	犬山市	江南市	岩倉市	大口町	扶桑町
防災ヘリ	1	1	3	1	0	1	1
緊急時※	4	18	3	2	1	5	5

資料：愛知県地域防災計画 ※緊急時は平成22年4月1日現在

図3-2-① 災害時の連絡体制（市町と医師会の協定による体系図）
（各医師会により防災拠点及び医療救護班の班編成の数は違います。）



連絡体制図の説明

- ・医療救護所：防災拠点及び小・中学校等に医療救護所を設置し、そこで応急手当等の治療に当たります。
- ・病院：医療救護所より緊急性の高い患者について受け入れ可能な医療機関です。（医療救護所から近い所）
- ・2次病院：病院から緊急性の高い患者を受け入れ、災害拠点病院からの患者の受け入れができる所です。

災害医療連携体系図

